

社会福祉法人 櫛会

特別養護老人ホーム のぞみ
(指定介護老人福祉施設)

運営規定

運営規定

石岡市特別養護老人ホームのぞみ

(指定介護老人福祉施設)

社会福祉法人 櫛会

(目的)

第1条 社会福祉法人櫛会が、石岡市指定管理事業の指定管理者として運営する指定介護老人福祉施設事業所のぞみ（以下「事業所」という。）が行う指定介護老人福祉施設事業（以下「事業」という。）の人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な事業を提供する事を目的とする。

(基本理念)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営方針)

第3条 本事業所において提供する介護サービス（以下「サービス」という。）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 石岡市特別養護老人ホーム のぞみ
- (2) 所在地 茨城県石岡市大砂 10527 番地 6

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する管理者及び従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者）1名

施設長は、事業所の全従業者の管理、事業の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに関係法令及び規定等を遵守させる。

(2) 医師 1名以上（非常勤）

医師は、利用者及び従業者の健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 介護職 15名以上

介護職は、利用者の自立を損なうことなく介護計画に沿って介護・介助等を行う。

(5) 看護職 2名以上

看護職は、施設内の診療補助及び看護業務を行うとともに、保健衛生管理・指導を行う。

(6) 管理栄養士 1名

管理栄養士は、委託給食業者を管理監督し、栄養ケアプランの作成にあたり、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した適切な食事の提供を促すとともに、利用者の使用する食器、調理に要する設備、食材、飲料水等についての衛生管理に努める。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善、又はその機能の減退を防止するために必要な訓練を行う。

(8) 副施設長

施設長を補佐し看護職員・介護職員を統括する者として副施設長を置くことができる。

（営業日及び営業時間）

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする

(2) 営業時間 終日

（入所定員）

第7条 入所定員 50名

（指定介護老人福祉施設の介護の内容）

第8条 本事業の内容は次のとおりとする。介護にあたっては、利用者の心身の状態に応じて必要な介助を行うとともに、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- (1) 入浴介助：衣類の着脱、洗髪、洗身、入浴、清拭、整容等1週間に2回以上行う。
- (2) 排泄介助：排泄の準備、排泄誘導介助、おむつ交換、排泄後の後始末等を行う。
- (3) 食事介助：調理、準備、摂取介助、後始末等を行う。
- (4) 洗濯：必要に応じ、洗濯を行う。
- (5) 健康管理：常に利用者の健康状態に留意し、健康の保持に努める。
- (6) 機能訓練：利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービス（機能回復訓練、行事、趣味活動、音楽療育、レクリエーション等）を提供する。
- (7) 相談・助言：利用者及びその家族からの要望に応じ行う。
- (8) 栄養管理：利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- (9) 口腔衛生管理：利用者の身体状況に応じて個別の口腔機能維持管理を援助する。

(介護計画・栄養ケアプランの作成等)

第9条 サービスを開始する際は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護計画・栄養ケアプランを作成する。

- 2 介護計画及び栄養ケアプランの作成、変更の際は、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得るものとする。
- 3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料)

第10条 本事業所が提供する事業の利用料は、介護報酬告示額の利用者負担割合に応じた額及び居住費、食費の額とする。居住費、食費については介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された額とする。ただし、日常生活費等の利用者及び家族の要望に対する費用は、実費を負担して頂くこととする（利用料金表のとおり）。

- 2 前項但し書きについては、事前に利用者又は家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。
- 3 本事業により生じる利用料金は、本事業所の定める方法にて支払いを受ける。

(記録の整備)

第11条 従業者、設置及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(秘密保持)

第 12 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者が、上記に違反した場合は、就業規則に則り必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 13 条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必用な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに必要な措置を講じる。

2 本事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(損害賠償)

第 15 条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時における対応)

第 16 条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(衛生管理・感染症対策)

第 17 条 事業所において使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとする。

2 事業所は、事業所内における感染症の発生又はそのまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テ

テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第18条 天災その他の災害が発生した場合、従業者は、利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、非難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に非難訓練等を行う。
- 3 本事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ

を得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介駿職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（地域との連携）

第22条 事業所は、その運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（施設利用にあたっての留意事項）

第23条 次に該当する場合はサービスの提供を拒むことが出来る。

- (1) 定員に空きがない場合。
 - (2) 危険な伝染病疾患を持ち、現在も感染させる恐れのある者。
 - (3) 団体生活に著しく支障を来す恐れのある者。
- 2 利用者は次に掲げる事項を守るよう協力を要請する。
- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃したり、自己の利益のために他人の自由を侵すことをしてはならない。
 - (2) 喧嘩、口論、その他他人の迷惑になる行為をしてはならない。
 - (3) 指定した場所以外で火気を使用してはならない。
- 3 次に該当する場合は施設退所とする。
- (1) 利用者又は家族の意志により退所の申し入れがあった場合。
 - (2) 無断で退所し施設に戻る見込みのない場合。
 - (3) 介護保険法、同省令、同通達、同通知等により事業の非対象者となった場合。
 - (4) 集団生活に著しい支障を生じた場合。

（無資格従業者研修、ハラスメント防止、その他施設運営に関する重要事項）

第24条 事業者は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置

を講じるものとする。また、従業員の資の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 階層別研修 随時
- 2 従業員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
 - 3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動や優越的な関係を背景とした言動等、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。
 - 4 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、施設長が定めるものとする。

(付則)

- この規定は、平成13年4月1日から施行する。
- この規定は、平成15年12月1日から施行する。
- この規定は、平成17年10月1日から施行する。
- この規定は、平成26年12月8日から施行する。
- この規定は、平成29年1月10日から施行する。
- この規定は、平成30年12月18日から施行する。
- この規定は、令和5年1月17日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。